

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（船舶等の資格の認定）</p> <p>15 1 法第 15 条《入港手続》及び法第 15 条の 2《特殊船舶等の入港手続》の規定の適用に当たっての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p> <p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第 25 条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定に基づく令第 23 条第 2 項《資格証書》の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によって船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港の時には、外国貨物を積載していないが、その時まで外国貿易船等であるとされていた船舶等又は外国から本邦に輸出貨物若しくは積戻し貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積み取りにきた船舶等は、それぞれ外国貿易船等とする。</p> <p>なお、税関空港にあっては人員輸送のみを目的とする航空機であつても、当該航空機が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条《定義》に規定する「国際航空運送事業」を営む会社に所属するものであり、かつ、同一定期航空路を有償で人員輸送を行う場合は、外国貿易機として取り扱うものとする。</p> <p>(3) ~ (9) （省略）</p> <p>（船舶等の入港）</p> <p>15 2 1 船舶等の入港については、次による。</p> <p>(1) 船舶の「入港」とは、船舶が一定の期間本邦内の特定の場所に停泊又は係留する目的をもつてその場所に到着することをいう。</p> <p>なお、この場合における停泊又は係留には、船舶がバース待ち、避難等の目的をもつて仮に停泊又は係留をすることを含むので、留意する。</p> <p>(2) 航空機の「入港」とは、航空機が一定の期間本邦内の特定の場所に駐</p>	<p>（船舶等の資格の認定）</p> <p>15 1 法第 15 条《入港手続》の規定の適用に当たつての船舶又は航空機（以下、本章において「船舶等」という。）の資格は、それらの船舶等の開港等への入港の時における性質、その入港の目的等を客観的に判断して認定するものとし、その具体的取扱いは、次による。</p> <p>なお、船舶等の資格の認定に際しては、法第 25 条《船舶又は航空機の資格の変更》の規定に基づく令第 23 条第 2 項《資格証書》の規定による資格証書を参考にはするが、その資格証書によつて船舶等の資格が確定するわけのものではないので留意する。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 本邦と外国との間を往来する船舶等で、入港の時には、外国貨物を積載していないが、その時まで外国貿易船等であるとされていた船舶等又は外国から本邦に輸出貨物若しくは積戻し貨物（旅客又は乗組員の携帯品、船用品、機用品及びこれらに類する貨物を除く。以下この項において同じ。）を積み取りにきた船舶等は、それぞれ外国貿易船等とする。</p> <p>なお、税関空港にあっては人員輸送のみを目的とする航空機であつても、当該航空機が航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 2 条第 17 号《定義》に規定する国際航空運送事業を営む会社に所属するものであり、かつ、同一定期航空路を有償で人員輸送を行う場合は、外国貿易機として取り扱うものとする。</p> <p>(3) ~ (9) （同左）</p> <p>（船舶等の入港）</p> <p>15 2 「入港」とは、船舶等が一定の期間本邦内の特定の場所に停泊又は係留する目的をもつてその場所に到着することをいう。</p> <p>なお、この場合における停泊又は係留には、船舶等がバース待ち、避難等の目的をもつて仮に停泊又は係留をすることを含むので、留意する。</p> <p>（追加）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>機する目的をもってその場所に到着することをいう。 <u>なお、この場合における駐機には、航空機が避難等の目的をもって仮に駐機することを含むので、留意する。</u></p> <p>(航空機の航行時間)</p> <p>15_2_2 航空機の事前報告時期を特定するための航行時間については、航空運送事業者が運航する航空機の場合、航空法第100条《許可》又は第129条《外国人国際航空運送事業》の規定に基づく国土交通大臣の許可を受ける際に提出される事業計画に記載される発着時間から算出した時間を航行時間として取扱って差し支えない。</p>	
<p>(追加)</p> <p>(入港手続)</p> <p>15_3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項の規定により外国貿易船の船長から、あらかじめ報告させる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2030)、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易船の名称、国籍及び令第12条第3項《外国貿易船の入港手続》に掲げるすべての記載事項が記載された書面が報告された場合は、法第15条第1項に規定する積荷、旅客及び乗組員に関する事項の報告があったものとして取扱うものとする。</p> <p>(2) 上記(1)に規定する書面の報告は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提示されることとする。</p> <p>(3) 同条第2項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、上記(1)に規定する書面とする。この場合において、上記(1)のただし書きを準用する。</p> <p>(4) 同条第3項の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「出入港届」(C-2000)及び「船用品目録」(C-2040)各1通とする。ただし、適宜の様式に令第12条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第3項に規定する入港届、</p>	<p>(入港手続)</p> <p>15_3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>(1) 同条第1項《外国貿易船の入港手続》の規定により外国貿易船の船長から提出させる書類は、「出入港届」(C-2000)、「積荷目録」(C-2030)、「船用品目録」(C-2040)、「旅客名簿」(C-2050)及び「乗組員名簿」(C-2065)各1通(ただし、積荷目録については税關において特に必要があると認める場合は、2通)とする。ただし、適宜の様式に令第12条第1項第2号《外国貿易船の入港届等の記載事項》に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第1項に規定する積荷目録の提出が行われたものとして取扱うものとする。</p> <p>(2) 同条第2項《外国貿易機の入港手続》の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「出入港届」(C-2010)、「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員氏名表」(C-2010若しくはC-2060)各1通とする。</p> <p>(3) 同条第3項の規定による報告を求めた場合において、上記(1)又は(2)に規定する書類により報告があつた場合は、便宜、同条第1項ただし書き(同条第2項の場合において準用する場合を含む。)の規定による提出があつたものとして取り扱う。</p> <p>(4) 同条第5項《特殊船舶等の入港手続》の規定により特殊船舶等の船長</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
船用品目録の提出があったものとして取扱うものとする。	又は機長から提出させる書類は、「入出港届」1通とする。
(5) 上記(3)及び(4)に規定する書面の提出は、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。	なお、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記の書類のほか、「旅客氏名表」又は「乗組員氏名表」を提出させることとする。
(6) 同条第7項の規定により外国貿易機の機長から、あらかじめ報告せられる積荷、旅客及び乗組員に関する事項は、「積荷目録」(C-2035)、「旅客氏名表」(C-2055)及び「乗組員氏名表」(C-2010若しくはC-2060)各1通に記入のうえ報告させるものとする。ただし、適宜の様式に当該外国貿易機の登録記号、国籍及び令第13条第3項《外国貿易機の入港手続》に掲げるすべての記載事項が記載された書面により報告された場合は、法第15条第7項による報告があったものとして取扱うものとする。	(5) 上記(1)に規定する書類及び(4)に規定する書類のうち特殊船舶に係るものの提出は、ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税關の指定するファクシミリ装置により受信した日から3日以内（期間の末日が、行政機關の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。）に原本を税關に提出させることとする。
(7) 上記(6)に規定する書面の報告は、税關の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税關が必要と認める時までに原本を提示させることとする。	(6) 上記(5)の場合において、税關が必要と認める場合には、外国貿易船又は特殊船舶の出港の時までに原本の提出を求めるここととする。
(8) 同条第8項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、上記(6)に規定する書面とする。この場合において、上記(6)のただし書きを準用する。	(7) 規則第2条の2第1項第3号《積荷目録等への記載を省略できる事項》の規定により、記載事項が省略される乗組員氏名表の提出は、乗組員の氏名等に変更がない旨を記入のうえ提出させることにより行わせることとする。
(9) 同条第9項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」(C-2010)1通とする。ただし、適宜の様式に令第13条第4項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第15条第3項に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。	なお、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記(1)、(2)及び(4)に規定する書類のほか、外国貿易船にあつては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあつては適宜の様式による外地購入残存品目録（船用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めるこことする。
(10) 上記(8)及び(9)に規定する書面の提出は、税關の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税關が必要と認める時までに原本を提出させることとする。	
(11) 規則第2条の2第3項第3号の規定により、報告事項が省略される乗組員に関する事項の報告は、入港する時までに乗組員に関する事項に変更がない旨を記入した乗組員名簿又は適宜の様式により報告させることとする。	
(12) 入港の際、税關において取締り上必要があると認めるときは、上記(4)	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>及び(9)に規定する書類のほか、外国貿易船にあっては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあっては適宜の様式による外地購入残存品目録(船用油のタンク別明細を含む。)の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求めることとする。</p> <p>(入港届に代わることとされる陳述書)</p> <p>15 4 令第12条第5項《入港届に代わることとされる陳述書》の規定による陳述書の提出は、便宜「入出港届」(C-2000)を使用して提出させることにより行わせる。</p> <p>(船舶国籍証書に代わる書類)</p> <p>15 5 法第15条第3項にいう「これに代わる書類」とは、国際トン数証書(国際トン数確認書を含む。以下この項において同じ。)同一航海において当該船舶がさきに入港した本邦の港の所轄税關によりオーソライズされた船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し、当該船舶の船籍国の官憲からの電気通信書、当該船舶の所属国の領事による船舶国籍証書の預り証等をいう。この場合において、船舶国籍証書又は国際トン数証書のオーソライズド・コピーの発給に当たっては、その旨申し出た船長より船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し2通を提出させ、原本と対査確認の上、相違がないことを確認したときは、これらの写しにオーソライズド・コピーの旨の表示、発給税關名を記入して申出者に交付する。</p> <p>(積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等)</p> <p>15 6 旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船(機)用品に係る令第12条第3項第1号又は令第13条第3項第1号に定める事項については、法第15条第1項又は第7項の規定による積荷に関する事項の報告を省略することができる。なお、船長又は機長(以下この章において「船長等」という。)に託された貨物(託送品)についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷に関する事項として、報告せることとする。</p> <p>また、同条第2項又は第8項の規定による積荷に関する事項を記載した</p>	<p>(入港届に代わることとされる陳述書)</p> <p>15 4 令第12条第2項《入港届に代わることとされる陳述書》の規定による陳述書の提出は、便宜「入出港届」(C-2000)を使用して提出させることにより行わせる。</p> <p>(船舶国籍証書に代わる書類)</p> <p>15 5 法第15条第1項にいう「これに代わる書類」とは、国際トン数証書(国際トン数確認書を含む。以下この項において同じ。)同一航海において当該船舶がさきに入港した本邦の港の所轄税關によりオーソライズされた船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し、当該船舶の船籍国の官憲からの電気通信書、当該船舶の所属国の領事による船舶国籍証書の預り証等をいう。この場合において、船舶国籍証書又は国際トン数証書のオーソライズド・コピーの発給に当たっては、その旨申し出た船長より船舶国籍証書又は国際トン数証書の写し2通を提出させ、原本と対査確認の上、相違がないことを確認したときは、これらの写しにオーソライズド・コピーの旨の表示、発給税關名を記入して申出者に交付する。</p> <p>(積荷目録に記載する貨物の範囲等)</p> <p>15 6 積荷目録には、旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、船(機)用品の記載を要しない。なお、船長又は機長(以下この章において「船長等」という。)に託された貨物(託送品)についての目録が他の貨物と区別して作成されている場合は、これを当該貨物に係る積荷目録として、提出せることとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注)傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>書面についても、同様の取扱いとする。</u>	
(積荷に関する事項の報告等の訂正補足)	(積荷目録の訂正補足)
15 7 法第15条第1項又は第7項の規定により税關に報告された積荷に関する事項はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その報告に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは報告漏れがある場合又は積載されていない貨物について報告されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。また、同条第2項又は第8項の規定により提出された積荷に関する事項を記載した書面の訂正補足についても、同様の取扱いとする。 なお、積荷に関する事項の訂正補足の手続は、その訂正補足を要すべきことが明らかになった場合に速やかに行わせるよう指導する。	15 7 税關に提出された積荷目録はみだりにその訂正補足を認めないものとするが、その積荷目録に単なる不注意若しくは錯誤に基づく誤り若しくは記載漏れがある場合又は積載されていない貨物について記載されていた場合に限り、船長、機長、船舶等の所有者若しくは管理者又はこれらの者の代理人の申請によりその訂正補足を認めて差し支えない。 なお、積荷目録の訂正補足の手續は、その訂正補足を要すべきことが明らかになつた場合に速やかに行わせるよう指導する。
(旅券等の範囲)	(追加)
15 8 旅客及び乗組員に関する事項である旅券等の範囲は次による。 (1) 「旅券の番号」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号《定義》に規定する「旅券」の番号とする。 (2) 乗組員（船舶に係るものに限る。）に関する事項である「乗員手帳の番号」とは、出入国管理及び難民認定法第2条第6号に規定する「乗員手帳」の番号とする。なお、乗員手帳を有しない乗組員にあっては、「乗員手帳の番号」に代えて、上記(1)の「旅券の番号」を報告させることとして差し支えない。	
(特殊船舶等の入港手続)	(追加)
15の2 1 法第15条の2《特殊船舶等の入港手続》の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15 3（外国貿易船等の入港手続）の手続に準ずる。	
(削除)	(積荷目録提出前の貨物の積卸し)
	16 1 法第16条第1項《貨物の積卸》の規定により積荷目録の提出前に

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<u>貨物の積卸しをしようとする者があるときは、「積荷目録提出前貨物の積卸承認申請書」(C_2070) 2通を提出させ、その承認をしたときは、うち1通を承認書として申請者に交付する。</u>
（税関長が指定する書類の範囲） 16_1 （省略）	（税関長が指定する書類の範囲） 16_2 （同左）
（外国貿易船等の出港手続） 17_2 法第17条第1項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2通を提出して行わせ、税關においてこれを許可したときは、うち1通にその旨を記載して船長等に交付する。なお、同項後段の規定により乗組員に関する事項を求める場合においては、入港時に報告又は提出された乗組員に関する事項が記載された書面の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。	（外国貿易船等の出港手続） 17_2 法第17条第1項の規定による外国貿易船等の出港手続は、それぞれの「入出港届」2通を提出して行わせ、税關においてこれを許可したときは、うち1通にその旨を記載して船長等に交付する。なお、同項後段の規定により乗組員氏名表の提出を求める場合においては、入港時に提出された同表の写しに、提出させる日の日付が付され、署名され、かつ、乗組員の数若しくは構成の変更が示され又は変更ない旨が裏書されているものを提出させることとして差し支えない。
（特殊な場合における船舶等の入出港） 17_4 次の各号に掲げる場合には、それに伴う正規の入出港の手続を要しないものとして取り扱う。ただし、これらの場合における入港及び出港に際しては、その旨を「入出港届」の提出又は口頭により届け出せるものとする。 (1) 正規の手続により開港又は税關空港を出港した後、次の理由のみにより再び同一の開港又は税關空港に入港し、その理由の消滅後直ちに出港する場合 イ 異常な気象若しくは海象又は船舶若しくは航空機の重大な損傷による航行上の支障 ロ 急病患者、密航者、被救助者等の下船又は降機 ハ 乗り遅れた船員の乗船、水先案内人の乗下船又は遭難船舶若しくは	（特殊な場合における船舶の入出港） 17_4 次の各号に掲げる場合には、それに伴う正規の入出港の手続を要しないものとして取り扱う。ただし、これらの場合における入港及び出港に際しては、その旨を「入出港届」の提出又は口頭により届け出せるものとする。 (1) 正規の手続により開港を出港した後、次の理由のみにより再び同一の開港に入港し、その理由の消滅後直ちに出港する場合 イ 海難、船舶の火災、機関故障等の事故による航行上の支障 ロ 急病患者、密航者、被救助者等の下船、乗り遅れた船員の乗船、水先案内人の乗下船又は遭難船舶若しくは遭難貨物の引渡し (追加)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>遭難貨物の引渡し</u></p> <p>三 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合</p> <p>(2) 避難等のやむを得ない理由のため、一時開港又は税関空港を出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港又は税関空港に入港する場合</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(外国貿易船が同一開港内を移動する場合の積荷に関する事項の報告)</p> <p>17 - 7 外国貿易船が、前記 17 - 6 (船舶が同一開港内を移動する場合の取扱い)に掲げる開港に入港後、同一開港内の地区を移動することがあらかじめ確定している場合、法第15条に規定する積荷に関する事項の報告については、同地区ごとに報告せることとして差し支えない。なお、移動先における報告期限は、当該開港に入港した際の報告期限を適用することとする。</p> <p>(「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義)</p> <p>18 - 1 令第16条の2第1項第2号及び同条第4項第2号《外国貿易船等の入出港の簡易手続》に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者的人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p> <p>(「入出港に係る手続に要する時間」の意義)</p> <p>18 - 2 規則第2条の6第1項第1号《外国貿易船等に係る短期出港等の場合に該当しないこととなる時》に規定する「入出港に係る手続に要する時間」とは、船舶等の入出港に係る書類の提出、水先案内人の乗船及びタグボートの手配等その他出港のための準備に必要となる時間をいう。</p> <p>(「災害その他やむを得ない事故」の意義)</p> <p>18 - 3 規則第2条の6第1項第1号に規定する「災害その他やむを得ない</p>	<p>八 法令の規定による取締りのための強制的入港</p> <p>(2) 避難等のやむを得ない理由のため、一時開港を出港し、その理由の消滅後直ちに同一の開港に入港する場合</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(追加)</p> <p>(「救じゆつのために寄贈される給与品」の意義)</p> <p>18 - 1 令第16条の2第1項第2号に規定する「救じゆつのために寄贈される給与品」とは、被災者の救じゆつのために給与される食糧、衣類等の生活必需品、被災者の人命救助に必要な物品並びに被災地域における道路等の施設及び電気、ガス、水道等の供給設備の復旧作業等のために使用される資材等をいう。</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>事故</u>の意義は、それぞれ次による。</p> <p>(1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災又は火災その他の人為的災害で自己の責任によらないもの等に基づく災害をいう。</p> <p>(2) 「その他やむを得ない事故」とは、天候の悪化、船舶又は航空機の重大な損傷、貨物の荷崩れ、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延、予期しなかった事情により燃料及び船用品が不足したため緊急に補給する必要がある場合等その他これらに類する事故により出港することが困難になった場合をいう。</p>	
<p>(外国貿易船等の入出港の簡易手続)</p> <p>18 4 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p> <p>(1) 法第18条第1項ただし書及び同条第3項ただし書《入出港の簡易手続》に規定する外国貿易船等の乗組員に関する事項の報告又は書面の提出若しくは同条第2項後段及び同条第4項後段に規定する短期出港等に該当しないこととなる場合の書面の提出は、前記15 3(外国貿易船等の入港手続)の手続に準ずる。</p> <p>(2) 令第16条の2第3項ただし書及び同条第6項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第2条の6第2項各号及び同条第4項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 令第16条の2第1項第1号及び同条第4項第1号に該当するものとして、法第18条第1項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の3第3項各号及び前記15 6(積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等)に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ロ 令第16条の2第1項第2号及び同条第4項第2号に該当するものとして、法第18条第1項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゆつ品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の</p>	<p>(入出港の簡易手続)</p> <p>18 2 (追加)</p> <p>(追加)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>3 第3項各号及び前記 15_6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</u></p> <p><u>八 外国貿易船が開港に入港のときから 24 時間以内に出港するとして法第 18 条第 1 項本文の適用を受けて入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、船用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が 規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号及び前記 15_6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</u></p> <p><u>二 外国貿易機が法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15_6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</u></p> <p>(3) 法第 18 条第 2 項前段に規定する「入港届」の提出は、<u>税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(4) 法第 18 条第 4 項前段の規定による外国貿易機の入港に係る届出は、<u>便宜「入出港届」(C 2010) 1 通に必要事項を記入のうえ提出させるものとし、税関の指定するファクシミリ装置等に送信させることにより行わせることができるが、税関が必要と認める時までに原本を提出させることとする。</u></p> <p><u>(「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」の意義)</u></p> <p><u>18 の 2_1 令第 16 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号《特殊船舶等の入出港の簡易手続き》に規定する「災害への対処又は災害の発生の防止に必要な緊急の活動」とは、例えば、海上で遭難した人に対して安全な場所を提供するための救助活動又は海洋汚染への対処若しくはその防止若</u></p>	<p><u>3 第3項各号及び前記 15_6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</u></p> <p><u>八 外国貿易船が開港に入港のときから 24 時間以内に出港するとして法第 18 条第 1 項本文の適用を受けて入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、船用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が 規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号及び前記 15_6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</u></p> <p><u>二 外国貿易機が法第 18 条第 3 項本文の規定の適用を受けて税関空港に入港した場合であって、乗組員の携帯品、郵便物、機用品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15_6 に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</u></p> <p>(1) 法第 18 条第 1 項に規定する「入港届」の提出は、<u>ファクシミリにより行わせることができる。この場合において、税関の指定するファクシミリ装置により受信した日から 3 日以内(期間の末日が、行政機関の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。)に原本を税關に提出させることとする。</u></p> <p>(2) 上記(1)の場合において、税關が必要と認める場合には、<u>外国貿易船の出港の時までに原本の提出を求めることとする。</u></p> <p>(3) 法第 18 条第 2 項ただし書《<u>外国貿易機の入出港の簡易手続き</u>》の規定による外国貿易機の入港に係る届出は、<u>便宜「入出港届」(C 2010) 1 通に必要事項を記入のうえ提出させるものとする。</u></p> <p>(追加)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>しくはその他海上における人命の安全、住民の安全又は海洋環境の保護を強化するための緊急活動及びこれに準ずる活動をいう。</p> <p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続)</p> <p>18の2 2 法第18条の2 《特殊船舶等の入出港の簡易手続》の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記 18 5 (外国貿易船等の入出港の簡易手続) の手続に準ずる。</p>	<p>(追加)</p>
<p>(執務時間外の貨物の積卸手続)</p> <p>19 1 執務時間外の貨物の積卸については、次による。</p> <p>(1) 法第19条《執務時間外の貨物の積卸し》に規定する執務時間外の貨物積卸しの届出は「執務時間外貨物の積卸届」(C 2110)により行わせることとし、同届出書の「船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍」欄が不足するときは、「執務時間外貨物の積卸届(つづき)」(C 2110-2)を使用する。ただし、特に急を要するものについては、便宜口頭により届出させ、事後上記届出書を提出させ処理して差し支えない。</p> <p>この場合において、同一本船内において同一時間内に数社が貨物の積卸しを行う場合は、それぞれ別個の届出が必要であるから留意する。</p> <p>なお、法第19条の規定は、不開港において貨物の積卸しを行う場合においても適用があるものであるから留意する。</p> <p>(2) 事前に認可を受けた航空法第100条又は同法第129条に規定する事業計画に定める発着日時に従い運航されている外国貿易機に貨物の積卸しを行う場合には、便宜一週間を単位として一括して届出させて差し支えない。この場合においては、「執務時間外貨物の積卸届」に「執務時間外貨物の積卸明細書」(C 2111)を添付させるものとする。</p>	<p>(執務時間外の貨物の積卸手続)</p> <p>19 1 (1) 法第19条《執務時間外の貨物の積卸し》に規定する執務時間外の貨物積卸しの届出は「執務時間外貨物の積卸届」(C 2110)により行わせることとし、同届出書の「船舶又は航空機の名称又は登録記号及び国籍」欄が不足するときは、「執務時間外貨物の積卸届(つづき)」(C 2110-2)を使用する。ただし、特に急を要するものについては、便宜口頭により届出させ、事後上記届出書を提出させ処理して差し支えない。</p> <p>この場合において、同一本船内において同一時間内に数社が貨物の積卸しを行う場合は、それぞれ別個の届出が必要であるから留意する。</p> <p>なお、法第19条の規定は、不開港において貨物の積卸しを行う場合においても適用があるものであるから留意する。</p> <p>(2) 事前に認可を受けた航空法第108条《事業計画》又は同法第129条の3《事業計画》の事業計画に定める発着日時に従い運航されている外国貿易機に貨物の積卸しを行う場合には、便宜一週間を単位として一括して届出させて差し支えない。この場合においては、「執務時間外貨物の積卸届」に「執務時間外貨物の積卸明細書」(C 2111)を添付せるものとする。</p>
<p>(「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等)</p> <p>20 5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時まで</p>	<p>(「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等)</p> <p>20 5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時まで</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>にそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船(機)用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなつたときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。</p> <p>(1) 天候の悪化により避難することが<u>必要となつた</u>場合又は船舶の火災、機関の故障、旅客若しくは乗組員の暴行、伝染病のまん延等により航行を続けることが<u>困難になつた</u>場合</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 積荷の<u>荷崩れ</u>又はいかだの結索具の緩み等のため、航行を続けることにより危険が予想されるに<u>至つた</u>場合</p> <p>(4) ~ (11) (省略)</p> <p>(12) 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合</p> <p>(13) (省略)</p> <p>(不開港出入の手続)</p> <p>20 6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」(C 2100)2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。<u>なお、令第18条第1項第3号、第4号及び第6号《不開港出入の許可の申請等》に規定する旅客、乗組員及び積荷に関する事項については、前記15_3(外国貿易船の入港手続)(1)及び(6)に規定する書面を当該申請書に添付させることとして差し支えない。</u></p> <p>(2) 上記(1)により不開港出入の許可をした場合においては、その許可をした税関官署と不開港を所轄する税関官署とが異なるときは、その許可をした税関官署は、その不開港を所轄する税関官署に対し、電話又はこれに代わる方法により直ちにその旨を通報するものとする。</p> <p>(3) 不開港出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記(1)の規定による税関長の許可のほかに、船舶法(明治32年法律第46号)第3条《外国船舶の不開港寄港の禁止》又は航空法第126条《外国航空機の航行》及び第</p>	<p>にそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船(機)用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなつたときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。</p> <p>(1) 天候の悪化により避難することが<u>必要となつた</u>場合又は船舶の火災、機関の故障、船員の暴行、伝染病のまん延等により航行を続けることが<u>困難になつた</u>場合</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 積荷の<u>荷くずれ</u>又はいかだの結索具の緩み等のため、航行を続けることにより危険が予想されるに<u>至つた</u>場合</p> <p>(4) ~ (11) (同左)</p> <p>(12) <u>法令の規定による取締りのために強制的に入港させられた場合</u></p> <p>(13) (同左)</p> <p>(不開港出入の手続)</p> <p>20 6 不開港出入の手続については、次による。</p> <p>(1) 外国貿易船等の不開港出入の許可申請は、「不開港出入許可申請書」(C 2100)2通を提出して行わせ、許可したときは、うち1通にその旨を記入して申請者に交付する。</p> <p><u>なお、上記により不開港出入の許可をした場合においては、その許可をした税関官署と不開港を所轄する税関官署とが異なるときは、その許可をした税関官署は、その不開港を所轄する税関官署に対し、電話又はこれに代わる方法により直ちにその旨を通報するものとする。</u></p> <p>(2) 不開港出入しようとする外国貿易船等が外国の船舶等である場合においては、その不開港への出入については、上記(1)の規定による税関長の許可のほかに、船舶法(明治32年法律第46号)第3条《外国船舶の不開港寄港の禁止》又は航空法第126条《外国航空機の航行》及び第</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>127条《外国航空機の国内使用》の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。</p> <p>(4) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については前記17 5(特殊船舶等の出港手続)の規定を準用する。</p> <p>(遭難等により不開港に入港する場合の手続)</p> <p>20 7 遭難その他やむを得ない事故により不開港に入港する場合の手続は、次による。</p> <p>(1) 法第20条第2項《外国貿易船等の不開港への入港の届出》の規定により船長等が行う入港の届出は、便宜、船舶等の別に応じそれぞれの「<u>入出港届</u>」1通にその入港の事由を記載して提出させるものとする。<u>この場合において、旅客又は乗組員を乗降させる場合にあっては、必要に応じて旅客又は乗組員に関する事項を記載した書面を求める</u>こととする。</p> <p>(2) 上記(1)に規定する書面の提出は、<u>税關の指定するファクシミリ装置等に送信されることにより行わせること</u>ができるが、税關が必要と認める時までに原本を提出させることとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(不開港における在港期間等の変更手続)</p> <p>20 8 不開港における在港期間等の変更手続は、次による。</p> <p>(1) 不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係る不開港における在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項に変更が生じた場合においては、申請者より<u>変更事項を記載した適宜の様式による願書に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がない</u>と認めたときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は積荷、旅客及び乗組員に関する事項を訂正し、申請者に交付する。</p>	<p>127条《外国航空機の国内使用》の規定による国土交通大臣の特許又は許可が必要とされているので、留意する。</p> <p>(3) 不開港出入許可を取得している外国貿易船等の出港手続については前記17 5(特殊船舶等の出港手続)の規定を準用する。</p> <p>(遭難等により不開港に入港する場合の手続)</p> <p>20 7 (1) 法第20条第2項《外国貿易船等の不開港への入港の届出》の規定により船長等が行う入港の届出は、便宜、船舶等の別に応じそれぞれの「<u>入出港届</u>」1通にその入港の事由を記載して提出させるものとする。</p> <p>(2) 上記(1)の外國貿易船に係る「<u>入出港届</u>」の提出は、<u>ファクシミリにより行わせること</u>ができる。この場合において、税關の指定するファクシミリ装置により受信した日から3日以内(期間の末日が、行政機關の休日に当たるときは、その休日の翌日までとする。)に正本を税關に提出させることとする。</p> <p>(3) 上記(2)の場合において、税關が必要と認める場合には、<u>外國貿易船の出港の時までに正本の提出を求める</u>ことができる。</p> <p>(不開港における在港期間等の変更手続)</p> <p>20 8 不開港における在港期間等の変更手続は、次による。</p> <p>(1) 不開港出入の許可を受けた後、やむを得ない理由によりその許可に係る不開港における在港期間又は<u>積卸ししようとする貨物の品名若しくは数量</u>に変更が生じた場合においては、申請者より<u>変更しようとする在港期間又は積卸ししようとする貨物の品名若しくは数量を記載した適宜の様式による願書に不開港出入許可書を添付して提出させ、取締上支障がない</u>と認めたときは、不開港出入許可書に記載されている在港期間又は<u>積卸ししようとする貨物の品名若しくは数量を訂正し、申請者に交付する</u>。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
(2) (省略) (特殊船舶等の不開港の入港手続) 20の2 1 法第20条の2《特殊船舶等の不開港への出入》の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15の2 1(特殊船舶等の入港手続)の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。	(2) (同左) (特殊船舶等の不開港入港の届出) 20 9 法第20条第3項《特殊船舶等の不開港入港》の規定により必要とされる特殊船舶等の不開港への入港の届出については、前記20 7(遭難等により不開港に入港する場合の手続)に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。 なお、特殊船舶等が不開港に入港した場合の届出は、入港理由のいかんにかかわらず必要とされるので、留意する。																
第4章 保税地域 第2節 指定保税地域 (保税蔵置場に対する処分の基準等) 48 - 1 保税蔵置場について、法第48条第1項((許可の取消し等))の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。 (1)~(5) (省略) 別表1及び別表2 (省略) 別表3	第4章 保税地域 第2節 指定保税地域 (保税蔵置場に対する処分の基準等) 48 - 1 保税蔵置場について、法第48条第1項((許可の取消し等))の規定に基づく処分を行おうとする場合には、原則として次によりその処分の内容を決定するものとする。 (1)~(5) (同左) 別表1及び別表2 (同左) 別表3																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>罰 条</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第113条の4、法第114条、<u>法第114条の2、法第116条</u></td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>法第115条、<u>法第115条の2</u></td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	罰 条	点 数	法第113条の4、法第114条、 <u>法第114条の2、法第116条</u>	8	法第115条、 <u>法第115条の2</u>	4	(省略)		<table border="1"> <thead> <tr> <th>罰 条</th> <th>点 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第113条の4、法第114条、法第116条</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>法第115条</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>(同左)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	罰 条	点 数	法第113条の4、法第114条、法第116条	8	法第115条	4	(同左)	
罰 条	点 数																
法第113条の4、法第114条、 <u>法第114条の2、法第116条</u>	8																
法第115条、 <u>法第115条の2</u>	4																
(省略)																	
罰 条	点 数																
法第113条の4、法第114条、法第116条	8																
法第115条	4																
(同左)																	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第6章 通関</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通關</p> <p>(輸入貨物の本船扱等の承認申請)</p> <p>67の2 3 4 令第59条の3第2項《本船扱等の承認申請》に規定する本船扱、ふ中扱又は搬入前申告扱の承認申請は、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C 5250)2通(原本、承認書用)を輸入者が異なるごとに提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸入申告の際これを申告書に添付させるものとする。</p> <p>なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出させ、その事前審査を行つて差し支えない。</p> <p>(本船扱又はふ中扱の承認を受けた貨物に係る輸入申告の具体的な時期)</p> <p><u>67の2 3 6 本船扱又はふ中扱の承認を受けた貨物に係る輸入申告の具体的な時期は、当該貨物を積載した船舶の到着以後となるので、留意する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第6章 通關</p> <p style="text-align: center;">第3節 一般輸入通關</p> <p>(輸入貨物の本船扱等の承認申請)</p> <p>67の2 3 4 令第59条の3第2項《本船扱等の承認申請》に規定する本船扱、ふ中扱又は搬入前申告扱の承認申請は、「本船扱・ふ中扱・搬入前申告扱承認申請書」(C 5250)2通(原本、承認書用)を輸入者が異なるごとに提出することにより行わせ、承認したときは、うち1通に承認印を押なつして申請者に交付し、輸入申告の際これを申告書に添付させるものとする。また、この承認申請は、円滑な通關事務処理を図る見地から法第15条第1項又は同条第2項《外国貿易船又は外国貿易機の入港手続》による積荷目録が提出される以前に行うよう指導する。</p> <p>なお、この承認申請を承認するか否かの審査に当たり必要があると認められる場合には、便宜、この申請の際に輸入申告書を提出させ、その事前審査を行つて差し支えない。</p> <p>(追加)</p>